

開催年月日 令和3年11月4日(木)
 質問者 共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 地域医療推進局長 岡本 収司
 看護政策担当課長 田原 良英

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応について</p> <p>江差高看のパワハラ問題に関して、3月までの経過をお聞きする中で、私どもとしては、これはもう道には解決能力がないのではないかと危機感を持ちまして、4月13日、共産党の議員団として、複数の教師によるパワハラの実態解明、第三者委員会の設置による客観的な調査と原因の解明、調査結果に基づき、パワハラ事実の認定等、関係教員への厳正な対処を求めました。また、問題を長期化させた道の責任を重く受け止め、問題の検証と再発防止策を早期に示すこと、加えて、学生が安心して、引き続き学院で学ぶために、パワハラを行ったとされる教職員は学生と関わる授業等から外すこと、パワハラ疑惑が持たれている副学院長による教員の指導と育成を早急に是正し、留年や休学している学生を救済する方策を早急に講じることを求めました。その後、5月12日に、第三者調査委員会が設置をされて、10月19日に道に報告された後、本日、議会報告となっております。私どもの申入れの内容が網羅された調査報告となっておりますし、私は、今回の調査報告書を見て、3人の調査委員の方々がそれぞれの専門的見地から明確な基準を示して、できる限り、最大限の実態解明に当たられたことを受け止めて、心から敬意を表したいと思います。</p> <p>一方、本来ですね、命と人権を守るべき看護教育の場で、このような人権侵害が繰り返されてきた。それを長期に放置してた道の責任が問われると思います。こうした考えのもとで以下、質問していきます。</p> <p>(一) 調査報告に関する道の認識について</p> <p>この調査は、学生・元学生・保護者からの申告を受けて、ハラスメント行為の具体的な内容に踏み込んでいます。特に、学生・保護者らに対して、申出の内容が、パワハラをした側の当該教員に確認されることになるなどの留意事項が明記されています。対象教員に対しては、防御権の補償と質問の事前開示、公務員としての守秘義務等を注意点とするなど、明確な基準を設けた上の、厳正な調査となっております。</p> <p>さらに、事実認定に加え、ハラスメントに至った原因・背景、本件の原因、学生と元学生の救済策に加え、再発防止策とともに、改革の方向性、再生への道を具体的に提案しているという、本当に優れた調査報告だと思えます。報告は、極めて重いものであって、この報告を道が真摯に受け止めて、道の姿勢を反省し、再生に向けた道を具体的に進めていく責任があると考えらるんですけど、初めに、私どもからの要請を受け、4月の段階で直接要請を受け、そしてこの報告を受けた、現時点における受止めを部長に伺います。</p> <p>本当に重く受け止めているか、もう少しお聞きしていきたいと思えます。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>調査結果の受止めについてでございますが、第三者調査委員会からは、学院の管理職員の責任のほか、ハラスメントに関する情報を頂いた以降の本庁の初動の在り方、対応の遅れなどから、道の責任は重大であるとのこと指摘を頂くなど、私としても、この調査結果を大変重く受け止めているところでございます。</p> <p>今後、再発の防止等に向けまして、様々な観点からご提言を頂いた内容も踏まえ、ハラスメントにより傷つき、悩み、苦しみ、心穏やかに過ごすことができない日々を送られました学生の皆様、元学生の皆様、ご父兄の方々、ご家族の方々、地域の関係者の皆様方の思いに寄り添いまして、真摯な姿勢で、早期に学院の運営の適正化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 認定されたハラスメント事実の評価について 学生さんの中には、江差高看には自殺をされた方がいらっしゃる、今回の調査対象になっていませんから、このパワハラとの因果関係についてはわかりませんが、やはり、そうした方が出たということで、やはり、学生さんの中には、どれだけ大きな傷を追っているのかという状況を察するに余りある状況に思いますし、認定されたハラスメント事実は驚くべきものです。この時代に、こんなことが教育機関において行われていたのかと、驚きを禁じ得ません。先ほど報告されましたけれども、主な言動の例が示されただけですが、極めて陰湿なパワハラの実態が、概要版の方には52件記されています。</p> <p>それによりますと、19件のハラスメントが認定された元紋別高看副学院長で、現江差高看副学院長のA教員は、「殴るけるの暴行するよ」と日常的に言っており、「ぶっ刺したくなる」「はい、死ね」などの暴言が続いていたと、繰り返されていたと、認定されております。f学生は、始末書を忘れたことで反省文を書き直させられ、再試験願いを言い出せなくなり、「始末書が終わらないと強制退学だ」とまるで、脅されるような発言をされています。g学生に対しては、門限を過ぎたことに繰り返し反省文を書かせ、寮総会で反省を述べたにもかかわらず、寮生、教員に反省文を回覧してコメントをもらい、反省し続けるという処罰を与え、A教員のみならず、ほかに4人の教員が回覧文書にコメントを記載しています。h学生は、一度の門限を過ぎたことに、寮生の前での謝罪が1週間、1日2時間以上、1か月も執拗に反省文を書かされ、g学生と同様に、その反省文を寮生と先生方に回覧され、批判されていたと言うんです。この学生さん達はどんな思いをされていたんでしょうか。</p> <p>こうしたことが長期にわたって、日常的に行われていたハラスメント事実は、まさに人権侵害であって、深刻かつ真剣に受け止める必要があります。このような実態を示された道は、学院を運営している当事者としてどのような認識に立つのかお聞きします。</p>	<p>【看護政策担当課長】 教員のハラスメント行為に対する認識についてですが、厚生労働省が平成22年に取りまとめた「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書」では、看護教員の向上すべき資質として、対人関係における自己の表現力や相手に対する理解、多様な個性を尊重する人権意識や倫理観、看護に対する価値観、人として、看護職として学生等の目標となることができる人間性が挙げられております。</p> <p>こうした点から、教員が学生の皆様に対して取ったハラスメントの行為を見ると、ハラスメントや人権侵害に対する意識に乏しく、道民の健康や生命を守る医療等の現場で対人サービスを担う看護職員の養成機関の教員として、あってはならない言動等であったと考えております。</p>
<p>再 (二) 厚労省の報告書を示して、あってはならないことだとおっしゃられて、小さくハラスメント行為を見るとというふうにお答えにありましたけれども、私は、道がどうして、この問題を重大な受止めをしていないと考えるかという、道自身の、今部長とね、担当課長から答弁ありましたけれども、道自身の答弁から、この行為が今回の教員の言動がハラスメントであり、人権侵害だったと道自身が認めるという答弁がないんです。しっかり認めた上で、対応を考えなかったら、報告書ではハラスメントと言っていると。だから重く受け止める。そうではなくて、当事者として皆さんが、これらの言動がハラスメント行為に当たり、人権侵害に当たるから、だから対応しなければいけないということをきちんと答えるべきじゃないですか。どうですか。</p>	<p>【看護政策担当課長】 ハラスメントの認定についてであります。このたびの調査結果において、教員によるハラスメントが確認されたことを踏まえまして、道としては、ハラスメントを行った教員の処遇について、報告書により担当部署に協議しているところであります。</p>
<p>再々 (二) よくわからないです。この報告書を受けて、教員の言動が道自身が認めるかどうかを聞いているんです。もう一度お答えください。</p>	<p>【地域医療推進局長】 ハラスメントの事実の認定でございますが、道といたしましては、この度の調査におきましては、学生及び元学生の皆様から申出があった内容につきまして、その内容に基づいて、調査を頂いたところでございますけれども、少なくとも現時点におきまし</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>道自身が、ハラスメントということをも認めた答弁でした。</p> <p>(三) ハラスメントの原因と負の影響について 道が作成し、報告した資料1では、主な原因として、「副学院長の管理主義的学院運営」「学生への厳しい教育観をもつ教員が江差高看では複数」と、こういうふうにもまとめて表現をされていますが、そのような受止めでは、まったく方向性は誤っていると。学生を侮辱し、屈辱を与え、人格をおとしめていることを聞かせる、これは教育とは全く無縁の許しがたい行為ではありませんか。調査委員会の報告11ページ、概要版の方ですけれども、委員意見では、「何人も教員が多く学生の人生に深い痕跡を残したにもかかわらず、忘れ、記憶にないという回答が極めて多かった。一方、ハラスメントを申告した学生の多くは、教員から受けたハラスメントや不適切な指導により、消しがたい深い心の傷を負っている。」教員の多くが「教員の指導と学生の体調不良に少なからず因果関係が疑われるにも拘わらず、記憶にない、覚えていない、忘れたとの回答が多かったことこそ、問われるべきである」と述べている。また、「人権侵害となる長期に亘る反省文の書き直しやコメント記入に関わった教員も、健康状態に対する責任は重いと云わざるを得ない」と述べている。しかし、今日の先ほどの道の報告からは、極めて厳しく受け止めなければならない事態だという深刻さが伝わってきません。なぜなのでしょう。お聞きしたいと思います。</p> <p>本当にそう思うのであれば、報告の段階で、今回の調査報告書で、本当に厳密な基準に基づいて行われた事実認定をね、道知事が認めて対応するというのを始めに言うべきでなければいけなかったと思うんです。それ、2回も聞かれて初めてというわけでしょう。そういうことが、道の当事者意識がないという批判の対象になるんだというふうに思います。私は、道によるパワハラ認定に至らずに、なぜ放置されてきたのか、この説明が絶対に必要だと思います。</p> <p>(四) 道の対応と責任について 概要版の15ページに道の対応が記載されています。2020年9月には苦情電話が寄せられ、今年1月から複数の手紙や電話が寄せられ、道は、口頭指導にとどまっています。調査委員会は、3月の聞き取りの際、道の初動の対応が管理職ではなく、係長職に対応させたことを問題としています。また、学生には2名で聞き取っているのに、教員には1名で聞き取っており、この1名は、紋別高看で元副学院長の部下である係長職であったと、そしてかつ、単独で聞き取りを行って、その副学院長の聞き取りをした記録がないと指摘されていますが、これは事実ですか。 また、報告内容が、今回の調査と乖離があって、報告内容が事案を過小評価、あるいは、矮小化したものと指摘されていますが、このことはお認めになりますか。</p>	<p>て、教員が事実を認めている事案もございます。そうした多数の事案につきましては、ハラスメントといたしまして、そうした事実として認識をしているところでございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 第三者委員会からの指摘に対する道としての受止めについてでございますが、このたびの調査結果では、教員からのハラスメントが長期間に及び、その後の学生生活や健康状態に支障を来す例も複数確認されておりまして、これまでも、ハラスメントに関する情報を学生や保護者の皆様方から重ねて頂いている中、道として、適切な対応ができずに現在に至っておりますことは、大変重く受け止めているところでございます。 今後の救済策や職員の処分の検討に当たりましては、ご指摘の内容も踏まえ、ハラスメントにより傷つき、悩み、苦しみ、心穏やかに過ごすことができない日々を送ってこられました学生の皆様の思いに寄り添い、真摯な姿勢で対応していくことが必要と考えてございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 学生の皆様及び教員の聞き取りの際の対応についてでございますが、本年3月に道が行いました聞き取りについては、日程調整の結果、議会開会中の実施となりましたことから、係長級の職員2名が対応したところでございまして、うち教員の聞き取りについては、現在の江差高看の副学院長と元同僚であった職員が行い、その記録には、副学院長に対して行った聞き取りの内容は、確認されていないところでございます。 また、聞き取りの結果につきましては、全体として要約したもののみとなっております。この点に関して、第三者調査委員会から、「事態の深刻さに気づいて、重大事案として報告できていたはず」とのご指摘を頂いていることについては、道といたしましては、真摯に受け止めなければならないものと考え</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再一（四） この3月の聞取りのね、非常に重大なターニングポイントになっているんです。道がきちっと管理職対応で管理職が行って、聞取りをして、非常にこれは重大事案だと認識をしていれば、もっと早い解決方法、あるいは別の方法で、第三者調査委員会は立ち上げたかもしれないけれども、もっと違う対応があったんじゃないかと思えますし、何より、学生や保護者の皆様からの信頼に応える対応ができたのではないかと思うと大変残念でなりません。やはり、道はこの事案を矮小化して、真相解明を回避していたのではないかと、そのように受け取らざるを得ないわけです。係長職対応でいい、管理職が対応をしなくてもいいと、この派遣の決裁をしたのは、本庁のどの職位ですか。なぜ、副学院長に行った内容の記録がないのか、本庁は、いつこれを知ったんですか。その上で、記録の作成をしなかったんですか。記録を求めずに、一体何を根拠に、学生のハラスメントの申出を判断しようとしたのかお聞きしたいと思います。</p> <p>今の答弁からやはり、道の、この江差高看のパワハラ問題の重大性の認識っていうのが、欠落していただんではないかと、そう受け止めざるを得ないような状況ではなかったんじゃないでしょうか。</p> <p>再々一（四） それで、課長補佐が派遣決定、それは事務的な処理でしょ。どこまでのところに、幹部のところに、報告をして、知っていたのか、そして情報共有をしながらそういう判断をしたのか、そういう組織体制こそ、私は問われるんだと思います。重大だと思っていないからそういう対応をしたんだと思います。本当に重大だと思っていれば、そんな対応で終わるはずがないんですよ。私は、この実態解明を長引かせることになった責任は本庁にあるのではないかと考えておりますし、調査委員会の報告を受けた今、本庁の責任に、どう向き合おうとしているんですか。</p> <p>（五）管理職の責任について 1 学院長について 管理職の責任のうち現場の管理職について、14ページには、管理職等の責任が記載されています。学生を救済する救済意見を最後まで主張することなく、留年が決まった学生の人生に大きな影響を与えたなど、学院長の極めて重い責任と懲戒処分の必要性にまで言及されています。極めて異例なんじゃないかと思えます。保健所長との兼務のみが原因でないことも示されており、学院長の責任ある位置付けをどう受け止め、今後、どう対応していくのか伺います。</p>	<p>てございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 3月の聞取りの際の道の対応についてであります。現地に赴く職員につきましては、議会对応の必要性などから判断いたしまして、課長補佐級の職員が当該職員に対しまして旅行命令を行ったものでございます。 聞取りの結果につきましては、現地から職場に戻った後、直ちに把握をしたところでございますが、調査の記録に関しましては、要約以上の詳細な記録の作成につきまして、直ちに指示は行ってはいなかったところでございます。</p> <p>【保健福祉部長】 保健福祉部、道としての対応についてでございますが、冒頭で申し上げましたとおり、この度の調査結果では、ハラスメントに関する情報を頂いた以降の初動の在り方や対応の遅れなどから、本庁としての責任は重大であるご指摘をいただき、また、先週、学生や保護者の皆様方を対象に開催いたしました説明会においても、同様の御意見を複数いただいているところでございます。 このため、道といたしましては、道立高看における教員の指導を巡る苦情などへの本庁の対応などにつきまして、過去の事案も含め、確認を行っているところでございまして、今後、その結果を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 学院長の位置付けと責任についてでございますが、現在、4か所の道立の高等看護学院の学院長は、全て保健所の所長等の任にある医師又は歯科医師が兼職により務めておりますが、こうした体制は、民間の養成施設においても、通常見られる形態であり、兼職自体に根本的な問題があるとは考えていないところであります。 しかしながら、このたびの調査結果において、学院内で学院長の牽制が機能せず、また、業務内容についての認識が不十分なため、防げるはずのハラスメントが防止に至らなかった事実も確認されており、少なくとも、江差高看については、運営の適正化に必要な間、学院長を専任配置することについて、検討を進めているところであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再 - (五) 1 今の答弁では報告書で触れている処分の必要性についてお答えになっていないので。処分についての見通しについてお答えください。</p> <p>管理者としての責任が問われることになるかもしれないということですが、調査報告書を厳正に受け止めた上で判断していただきたいと申し上げます。</p> <p>2 副学院長について 副学院長の方です。職場でのパワハラについて、前回の質問でも言及しましたが、2つの学院の副学院長が同一人物であり、原因がその立場に起因することが多いと報告書で指摘されています。副学院長の責任は重大であって、厳正な対処が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、今後、副学院長の独善的運営を防ぐために、どのような対策を道としてとるのか教えていただきたいです。</p>	<p>【看護政策担当課長】 学院長の処分についてであります。学院長については、ハラスメントの行為者として申立ての対象となっておらず、ハラスメントを理由に行業者として処分されることはありませんが、所属の長として、管理監督を欠いたと認定された場合には、責任を問われる場合がございます。 なお、ハラスメントを行った教員の処遇については、調査の結果を踏まえ、報告書により担当部署に協議をしているところでありますが、処分決定の時期については、対象となる職員やハラスメントの事案が多数に及ぶことから、結論が出るまでには、一定の時間を要するものと見込まれます。</p> <p>【看護政策担当課長】 副学院長の処遇などについてありますが、このたびの調査において、管理職員として、本来、部下への指導を含めまして、ハラスメントの防止に率先して取り組むべき立場にある副学院長が行ったとされる事案が最も多く確認されたことを重く受け止め、学生の皆様が受けた苦痛や学院運営に与えた負の影響力の大きさも鑑み、今後、法令等に基づき、処分に関する手続きを進めるのと併せまして、処分の決定を待つことなく、学院外での勤務とする方向で、調整も進めてまいります。 また、現在は、当面の間の対応として、学院長と同等の職位にある参与を兼職により配置しておりますが、副学院長と同等以上の職にある専任の教職員がいないことから、学院内の権限の分散や牽制体制の確保を図るため、先ほどご答弁申し上げた学院長の一定期間の専任配置と合わせまして、事務執行体制のあり方についても見直すことを検討してまいります。</p>
<p>(六) 職場におけるパワハラ の 解 明 と 対 策 に つ い て その副学院長が管理職にありながら、ハラスメントを最多行っていたということで、この学生に対するパワハラに対して、その周囲にいる教務が自己保身のため従う構造が指摘されています。職場におけるパワハラの問題もあったということです。人事異動もあることから、本庁と各高等看護学院で継続的に検証し、解明し、対策を講じていく必要があると考えますが、これまでの取組と今後の見通しも併せてお示しください。</p>	<p>【看護政策担当課長】 有識者による検討についてであります。道では、このたびの道立高看を巡る問題につきましては、本道における看護職員の確保対策上、取り組むべき課題の一つとして、保健医療福祉分野の有識者からなる看護対策小委員会において、ご議論をいただいているところであります。 この小委員会は、これまで6月及び8月の2回開催し、教員の指導力向上に向けた研修の実施や倫理教育の見直しのほか、ハラスメントの防止に関する規定と組織体制の整備、教育の質に関する評価の実施などを通じた業務執行体制の見直し、さらには、学院と保護者との意見交換の機会の確保や、学院と学生が目指すべき姿を共有するためのガイダンスの実施など、幅広い観点から、ご意見を頂いているところでございます。 道としては、来週以降、次回の委員会を開催し、第三者調査委員会の調査結果をご報告させていただく予定であり、引き続き、ご意見を頂きながら、道</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>私は7月2日の本委員会でも職場のパワハラ構造について問題提起をしております、今回の調査委員会からもその指摘があったことです。これは道として、具体的に受け合う必要があると考えますので、しっかりと検証して、パワハラのない職場をどのようにして作っていくのか、考えていただきたいと思います、これは指摘しておきたいと思います。</p> <p>(七) 学生の自治力と教務の再生について 看護学院としての再生に向け、コミュニケーションを基調とする民主的学院運営のために、どう対応していくのかが問われるとの指摘がされています。同時に、学生の自治力を育てることも重要であります。教務においては、人間を育てる観点をもって、看護の専門性を高める教務の確保と育成・研修が不可欠と考えますが、どう対応するのかご回答ください。</p> <p>この研修という、根底にあるものをよく考えてやっていただけないと、単なる形だけにはならないようにしていただきたいと思います。</p> <p>(八) 学生の救済等について 当該の学生への救済については、質疑の中で他の委員方からもありましたが、私の方からもどのように行われるのか伺います。また、日常的にハラスメントが行われていたことから、今回申告し、認定された学生以外にも、負の影響があったと考えるべきです。委員の方からメラビアンの方則が紹介されています。不適切な指導にとどめざるを得なかったケースも多々存在したとも指摘をされています。私は報告されたハラスメントが、承認された学生に対する救済策にとどまることなく、すべての学生に寄り添って、配慮ある対応、専門的見地から対応しなければ、道が失った信頼は取り戻せないと考えます。どのように対応するか伺います。</p> <p>今後設置する学院運営アドバイザーに、今回の調査委員会の3人の方を委嘱する予定だと先ほどおっしゃられていましたが、そのことは評価します。</p>	<p>立高看の運営の適正化に向けた取組みに反映してまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 教員の再教育についてでございますが、道立高看では、看護師として高い倫理感を持つ人材を育てるため、これまでも、新任期の専任教育養成講習会や統括的役割を担う人材のための教務主任養成講習会の受講等を通じ、看護学生を育てる教員の研鑽に努めてきたところでありますが、このたびの問題を踏まえ、改めて、教員の教育に取り組んでいくことが必要と考えております。</p> <p>このため、道としては、今後、北海道看護協会などとも連携し、道立高看の教員自らによる4高看合同研修の実施や関係団体が主催する研修への参加機会の確保などを通じまして、看護の質の向上に向け、教員が学生とともに学び、高め合うことができるよう取り組んでまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 学生の救済策についてでございますが、道では、現在、第三者調査委員会の調査結果を踏まえ、学生や元学生の皆様が受けた不利益とハラスメントとの因果関係を精査しているところであり、並行して進めております意向確認の結果と合わせ、個別の救済策について、具体的な検討を進め、早期に、お一人おひとりにご連絡したいと考えております。</p> <p>また、このたびの調査結果につきましては、事案の申出を頂いた全ての学生にお知らせをしておりますところであり、今後、ハラスメントを受けたことが確認されなかった方を含め、学生の皆様からのご相談については、今後設置いたします学院運営アドバイザーなど外部の専門家の方々のご助言も頂きながら、適切に対応してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(九) 本庁の責任の検証について (十) 今後の継続的検証と再発防止策、高等看護教育の再生の取組について</p> <p>最後にお聞きしておきたいのは、やはり本庁の責任の検証と今後についてです。これまで実態解明をここまで長期化させ、学生に不利益をもたらし、社会的信頼を失墜させた道の責任は極めて大きいものがあります。本庁の責任も免れるわけではありません。北海道のハラスメント規定が形骸化しているのではないか、道の対応も学院同様に身内への甘さがあったのではないか、なども含めて2つの高看の問題に限局せずに、道の責任と対応については、改めて検証して、報告することを求めたいと思います。併せてですね、報告では、地域医療に貢献して、また人間として成長できる教育機関として、再生への道を暖かく示していただいたことに、私は深く感謝を申し上げます。</p> <p>再発防止策として、人事制度の刷新、教員の再教育などのほか、人事刷新も含めた抜本的な教育改革が早急に求められていると、報告書では言及していますが、本庁に通報しても、管理職が対応しない、忖度するような調査しかされないようでは信頼されないのではないかと。今後、ハラスメント問題を克服していくために、道がどれだけ本気で取り組んでいくかが厳しく問われています。今後、継続的検証と再発防止策、高等看護教育の再生に全力で取り組む必要があると考えます。道がどのような思いで取り組むのか、あわせて部長にお聞きします。</p> <p>今回ですね、道庁の誠意が道民に伝わるのか、道庁自身が再生できるのか、それが問われている問題だと考えます。私は、看護師というのは、元々向いている人がいるのではなくて、人間としても専門職としても成長して看護師になっていく、そういうふうに教わりました。看護教育は、社会人になっても科学的な考え方を用いて、豊かな人生を歩む礎となるもので、看護学院の教育は、そのスタートになるわけですね。この重大なスタートを、どうやって再生させていくのか、今回問われている。25ページにですね、平松委員の小括が載っておりまして、「地域医療を支え活躍している多くの卒業生」、それから再生出発後の「現状の改善に協力を惜しまないという看護師も多く存在する」と、このように述べられておりまして、教育に当たられている自覚を持って、「早期に学院の正常化を図り、再出発後は学生から選ばれる魅力的な学院へと生まれ変わり、信頼される看護学院として再生できると確信」していると、ここまで言うにだけ、本当にありがたい報告書だなというふうに私は思いました。ですから、しっかりとこの報告書を尊重して、道としても再生していただきたい。学生に対しても、希望を持てるような未来を示していただきたいと申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>今後の対応についてでございますが、このたびの第三者調査委員会からの報告を受け、学生や保護者の皆様からも、重ねてご連絡を頂いていた中、調査の結果、計11名もの教員によるハラスメントが確認されたところでありまして、道として、大変重く受け止めているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、学生の皆様の救済や教員の処分等に係る検討を速やかに進めることはもとより、苦情などへの本庁の対応状況について過去の事案も含めて確認を行っており、今後、必要な対応を行っていくほか、第三者調査委員会や有識者の方々からのご提言、ご意見も踏まえまして、ハラスメントの防止に向けた実効的な相談体制の整備とともに、また、学院運営アドバイザーの設置や地域と連携した学院の運営、評価、さらには、学院の運営体制の見直しに向けました検討を進めるとともに、今後とも、看護対策小委員会におきまして、学院運営の適正化に向けた取組の状況を報告させていただき、継続的にご意見を伺うなど、不断の見直しに努めまして、学生や保護者、地域の皆様からの信頼の下、看護の道を目指す方々が安心して学院生活を送れ、また、学べるような学院の適正化に向けて取り組んでまいりたいと考えます。</p>